

## 出席停止扱いとなる感染症一覧

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後、2日を経過するまで
	結核	医師の許可があるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性下痢嘔吐症など	医師が必要と認めた場合、出席停止の措置になる

\*ただし、症状により学校医その他の医師において、その感染症の予防上支障がないと認めるときはこの限りではありません。

\*感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）は第三種・その他の感染症に含まれるため、主治医から「他の人にうつるので学校を休むように」と言われたときに出席停止扱いとなります。